

第5章

ライフステージを通じた支援

第5章では、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき取り組み、また、全てのライフステージに共通する取り組みについてまとめます。

- 1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
- 2 困難な状況にある子どもや家庭への支援
- 3 子どもの権利を守る取り組み
- 4 子どもの安全を守る取り組み

1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点といえます。

幼児期の教育・保育や学校での学習のみならず、地域における多様な体験やスポーツ活動の充実、楽しく安全な遊び場・居場所の充実などを通じて、こどもがのびのびと社会で活躍できる機会の拡充を進めます。

現状と課題

- 児童館等は、そうふけ児童館、いんば児童館、中央駅前児童館、子どもふれあいセンターの4館を設置しています。児童館等は中高生も利用できますが、その利用は就学前児童や小学生に比べ極めて少ない現状となっています。
- 児童遊園は、六軒弁天児童遊園、木下児童遊園、鎌苅児童遊園、造谷児童遊園、瀬戸児童遊園、師戸児童遊園の6か所、子どもの遊び場は、木下池田子どもの遊び場、木下町並み子どもの遊び場、荒野子どもの遊び場、やわら子どもの遊び場の4か所が整備されています。
- こどもの居場所について、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められています。
- 保育園や幼稚園に未就園のこどもとその保護者を対象に、同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーションの場として園開放を行っています。
- 福祉施設での交流や手伝いをする奉仕等体験活動、恵まれた自然環境を活用した自然科学体験学習、自然に親しみみどりを育むみどりの少年団活動などが実施されています。また、市内でスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが活動しています。こどもたちの豊かな人間性の育成と、健やかな成長のためには、引き続き様々な体験活動やスポーツ活動が活発に行われていくための支援が重要です。

施策の方向

児童館等

児童館等は小学校卒業後のこどもにも安全・安心な居場所となるため、子育てナビや市公式LINE等を活用して利用を広めるよう努めます。

児童遊園・子どもの遊び場

児童遊園・子どもの遊び場は、地域住民の憩いの場、健全育成の場でもあることから、インクルーシブ遊具やベンチの設置、草刈、遊具点検等を引き続き行い、誰もが使いやすい安全・安心な場所としての管理に努めます。

こどもの居場所づくりの推進

地域の特性や多様なニーズに対応し、全てのこどもが安全・安心に、楽しく過ごせる居場所を、こども・若者等の意見を聞きながら、ともに創っていきます。

保育園の園開放

引き続き保育園の園開放を行い、こども同士がふれあう機会やのびのびと遊べる場所を提供し、保護者同士や保育士との会話を通した育児不安の解消に努めます。

多様な体験活動・スポーツ活動

多様な体験活動は、各学校において創意工夫を重ねながら引き続き実施・拡充していきます。また、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブに対する活動支援を今後も継続的に行っていきます。

■具体的な施策

23 児童館等の充実

- 児童館等は、そうふけ児童館、いんば児童館、中央駅前児童館、子どもふれあいセンターの4館を設置しています。
- 地域のこどもたちに健全な遊びの場を提供するとともに、こどもたちの健康を増進し情緒を豊かにするために、施設ごとに事業を展開します。
- 小学生だけでなく、中学・高校生にとっても安全な居場所であるため、子育てナビや市公式LINEを有効活用しながら周知に努めます。

子育て支援課

24 児童遊園・子どもの遊び場の充実

- こどもたちの健康を増進し情緒を豊かにすることを目的とし、健全育成の場を提供します。
- 市内に、児童遊園は6か所、子どもの遊び場は4か所が設置されています。草刈や遊具点検などを引き続き行い、老朽化した遊具の撤去及びインクルーシブ遊具の設置等、こどもたちが安全・安心に過ごせるよう管理に努めます。

子育て支援課

25 こどもの居場所づくりの推進

- 季節や天候などに左右されることなく、全てのこども・若者が安全・安心に過ごし楽しむことができる、こどもの居場所としての施設の整備を進めます。
- 施設の整備にあたっては、その特性や機能に応じて、官民の連携・協働による取り組みを検討します。

子育て支援課

26 保育園の園開放

- 保育園や幼稚園等に未就園のこどもとその保護者に対し、同年齢や異年齢のこどもとの交流と、保護者同士の交流の場の提供として園開放を行います。
- こども同士がふれあう機会やのびのびと遊べる場所を提供するとともに、保護者同士や保育士との会話を通して育児不安の解消に努めます。

保育課

27 多様な体験活動を通じ、豊かな人間性や生きる力を育む

- 豊かな人間性や生きる力の育成に向け、異年齢・世代間の交流や自然とのふれあい体験、遊びなど、様々な体験活動の充実を図ります。
- 奉仕等体験活動や自然科学体験学習、みどりの少年団活動などの実施に努めます。
- みどりの少年団活動は、全小中学校において、学校の実情に合わせ工夫して実施しており、今後も継続していきます。
- カーボンニュートラルについて、親子参加型イベントの実施や、こども向けのリーフレットを配布することで、こどもの環境意識の向上を図ります。
- 市が保全する里山や市民の森を自然観察会や生物調査等の環境学習の場として活用し、こどもの自然環境を大切にする心を育てます。
- 各公民館や各団体等が実施している、こどもを対象とした体験活動事業について、生涯学習ガイドによる情報提供に努めます。

指導課／環境保全課／生涯学習課

28 スポーツ活動の推進

- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブへの活動に対し継続的な支援に努めます。
- 小中学生を主な対象として、各種スポーツ教室を実施するとともに、スポーツイベントにおいて、様々なスポーツの体験ができるよう努めていきます。

スポーツ振興課

2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援

全てのこどもの最善の利益が実現されるためには、生まれ育つ環境や障がい・病気などの有無によらず、それぞれの状況に応じて自立、社会参加を支援することが重要です。

困難な状況にあるこどもや家庭に対し、課題を早期に把握することによる早期対応や、様々な悩み・困りごとを受け止めて必要な支援につないでいく支援の連携を進めます。

現状と課題

- 家庭の抱える課題は複雑化・複合化しており、一つの福祉分野のみでは解決の難しい悩み・困りごとをワンストップで受け止める総合的な相談窓口の重要性が高まっています。
- 経済的な困窮、ヤングケアラーなど、課題を抱える家庭やこども本人が自ら声をあげにくいケースも多く、教育・保育、地域活動など様々な場面でこどもや家庭と接する周囲の気付きは重要です。また、必要と思われる支援に適切につないでいく体制づくりも求められます。
- 外国にルーツを持つこどもが増加し、また、国籍の多様化も進んでいる中、就学年齢のこどもが就学の機会を逸することがないように保護者への就学案内や就学状況の管理、把握や日本語が理解できず学校生活に適應できないことがないように児童生徒に対する支援が求められます。
- 障がい、発達上の特性のある幼児や保護者に適切な支援を行うためには、健康診査、各種相談、訪問等のあらゆる機会を通じて状況を早期に把握し、親子に寄り添いながら支援していくことが重要です。

施策の方向

悩み・困りごとを受け止める体制

福祉の総合相談窓口は、どこに相談してよいかわからない方や、複雑化・複合化した課題を抱える方の悩み・困りごとを受け止め、適切な相談機関や支援機関等へつなぐ役割を担っていきます。

今後、市の重層的支援体制整備を進めていく中で、アウトリーチ等も視野に入れながら機能充実を検討していきます。

外国につながる子どもや家庭への支援

外国人の子どもや帰国した子どもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援に努めていきます。

障がいの早期発見・早期対応

幼稚園、保育園、子ども発達センター、こども家庭センター、医療機関等が連携を図ることにより、障がいを早期に発見できるよう努めます。

必要な支援は個々の状況により異なり、適切な時期での関わりも大切になるため、支援機関同士の連携を強化し、障がいの状況に応じた適切な支援を受けられるよう努めていきます。

こどもの学習支援

生活保護世帯、児童扶養手当を受給するひとり親世帯、生活困窮世帯等の子どもに対し「こどもの学習支援事業」を実施し、学習習慣の定着を図ります。

■具体的な施策

29 福祉の総合相談窓口の設置・運営

- 地域における課題が複雑化・複合化する中、育児や子育てに限らず、いくつもの悩み・困りごとを抱える家庭もあります。どこに相談してよいかわからない人、複雑な課題に悩む人が、気軽に悩みを相談できる環境づくりを目指します。
- 一つの福祉分野だけの制度では支援が届きにくい人などに対して、内容によらず困りごとを受け止め、適切な支援の提供や適切な支援へのつなぎを行う包括的な福祉総合相談窓口の設置・運営を行います。

社会福祉課

30 こども家庭センターにおける相談支援の充実

- 18歳までの子どもが健やかに成長するよう、育児や子育てに関する不安だけでなく、家庭内の問題などの相談についての相談体制の充実を図ります。
- 専門職を配置し、困難な状況にある家庭についても関係機関と連携を図りながら、個々の家庭の実情に応じた適切な支援を図ります。

子ども家庭課

31	ヤングケアラーへの支援	○福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携して、支援を必要とするヤングケアラーの早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。	子ども家庭課
32	子育て世帯訪問支援事業の実施	○家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、訪問支援員が訪問をします。	子ども家庭課
33	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	○保護者の疾病、育児疲れ、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張などにより、家庭での養育が一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設や里親家庭の利用により必要な保護を行います。 ○養育困難な状況に限らず、レスパイトとしても活用できるよう、事業者の開拓など体制の拡充に努めます。	子ども家庭課
34	養育支援訪問事業の実施	○養育支援が必要である家庭に対して、適切な養育の確保を目的として、保健師や助産師が訪問をします。 ○養育に関する指導、助言等を行い、関係機関との連携や各種サービスの導入等、継続した支援を行っていきます。	子ども家庭課
35	日本語指導員の配置	○日本語のわからない児童生徒に基礎的な日本語指導や学校生活を含めた日常生活のルールを教えます。	学務課
36	外国語版母子健康手帳の発行	○言語の差異なく母子保健に関する知識普及を図り、必要な保健サービスが受けられるようにするため、日本語がわからない家庭の妊娠届出の際に、外国語版母子健康手帳を発行します。（10言語対応）	子ども家庭課

37 障がいの早期発見・早期対応

- 幼稚園、保育園、子ども発達センター、こども家庭センター、医療機関等と連携を図ることにより、障がいを早期に発見できるよう努めます。
- 健康診査、各種相談、訪問等を通して、発達上の特性をもつ幼児が適切な支援につながるよう、親子に寄り添い支援します。

障がい福祉課／子ども家庭課

38 障がい児保育・教育の充実

- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用、指導補助や支援のための非常勤職員の配置、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実を行い、特別支援教育の充実に努めます。
- 特別支援連携協議会では、発達障がいを含め障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の推進に向け、関係機関の情報交換、意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した総合支援体制の整備を図ります。

学務課／指導課

39 療育相談・指導、情報提供の充実

- 日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応など様々なニーズに応じて適切な支援ができるよう、療育体制、保育所等訪問支援の充実を図ります。
- 計画相談・モニタリング等を実施し保護者支援の充実を図っていきます。
- 就学前のこどもの成長や発達の心配について、専門の職員がアドバイスを行う専門相談（発達相談、小児神経相談、運動発達相談、言語聴覚相談、作業療法相談、巡回相談）の充実を図り適切な支援及び療育につなげていきます。
- 学童期から18歳までの一般相談に関しては、相談内容を把握し必要な情報の提供を行っていきます。
- ホームページへの掲載や各関係機関にチラシを配布し、情報提供を行います。

障がい福祉課

40 障がい福祉サービスの充実

- 全てのこどもが、健やかに成長するため、乳幼児療育部署、保育・教育部署等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援を受けられるよう支援します。
- 障がいのあるこどもに対し、障がいの状況に応じた適切な支援を受けられるよう支援します。

障がい福祉課

41 子どもの学習支援事業の実施

- 生活保護世帯、児童扶養手当を受給するひとり親世帯、生活困窮世帯等の小学校4年生から18歳までを対象に、毎週水曜日・土曜日・日曜日に「子どもの学習支援事業」を実施し、学習習慣の定着を図るとともに、社会性を育むこどもの居場所を提供します。

子育て支援課

3 こどもの権利を守る取り組み

虐待にさいなまれたり、保護者からの適正な養育・保護を受けられないような状況に置かれることなく、安心して生きていけることは、全てのこどもが持つ権利です。

児童虐待の発生予防や、こどもとの関わりに悩みや不安を持つ保護者など、当事者への支援とともに、社会全体でこどもの権利を守る意識の醸成などの取り組みを進めます。

現状と課題

- 「印西市子ども虐待防止対策協議会」を組織し、関係機関等との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。
- 特に出産後間もない時期など、子育てについての不安や悩みが誰にも相談できずに積み重なってしまうことが、児童虐待につながるケースもあります。家庭児童相談やその他専門職による電話相談、家庭訪問等を実施し、子育て家庭の不安や悩みの軽減を図っています。
- 各機関での情報共有が必要となる妊産婦を支援につなげるためには、医療機関と連携することが重要となっています。
- 核家族化の進展により、こどもとの関わりにおいて支援の必要な家庭が増加していると考えられます。支援を担うスタッフの拡充が課題です。
- こどもたち自身が基本的人権についての理解を深められるよう、学校における人権教育を充実させていくことも重要です。

施策の方向

児童虐待防止

児童虐待の早期発見・早期対応について、印西市子ども虐待防止対策協議会を組織し、関係機関等との連携強化を図るとともに、実務者会議や個別支援会議を設置し、個別の事案に対する情報共有や具体的な支援内容等を検討していきます。

出産直後のケア

こんにちは助産師電話、こんにちは赤ちゃん訪問を通じて、産婦や養育者の心身の状況やこどもの発育発達を把握し、必要な助言を行うとともに不安や悩み等の相談に応じていきます。

支援者の確保と技術の向上

支援の担い手の確保に努め、適切な働きかけができるよう研修会等を通じて支援者の対応技術の向上に努めていきます。

人権教育

学校での人権教育を推進するため、児童生徒を対象とした人権教育の実施や教職員を対象とした研修を行っていきます。今後、ヤングケアラー、こどもの貧困、SNS上の誹謗中傷など、現代的な課題にも対応したテーマも設定していきます。

親子関係の形成

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を行い、親子間の適切な関係性の構築を図ります。

■具体的な施策

42 児童虐待の発生予防

- 子育て家庭の不安や悩みの軽減に向け、相談体制の整備充実に努めます。
- 医療機関と連携をとり、情報共有が必要な妊産婦の支援に努めます。
- 母子健康手帳交付時や妊産婦・新生児訪問等の各種事業において、専門職により、養育者の心身の状況や養育状況等を把握し、必要な助言を行うとともに不安や悩み等の相談に応じます。
- 核家族化の進展により支援の必要な家庭が増加しているため、支援体制の強化を図り、適切な働きかけができるよう研修会等を通じて支援者の資質向上に努めます。

子ども家庭課

43 児童虐待の早期発見・早期対応

- 「印西市子ども虐待防止対策協議会」を組織し、関係機関等との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、実務者会議や個別支援会議を設置し、個別の事案に対する情報共有や具体的な支援内容等を検討します。

子ども家庭課

44 人権教育の推進

- 児童生徒を対象に思いやりの心や生命の尊さなど、豊かな人権感覚を身につけることを目的とした人権教室を実施します。
- こどもの人権を意識した教育が行われるよう、教職員を対象として、人権尊重や男女共同参画などをテーマに、知識を広げたり、実践例を紹介するなど人権教育に関する研修を行います。
- 今後、ヤングケアラー、こどもの貧困、虐待、SNS上の誹謗中傷など、こどもの権利擁護に関わる現代的な課題にも対応できるようにテーマを設定し、継続します。

市民活動推進課／指導課

45 親子関係形成支援事業の実施

- こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなど、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

子ども家庭課

4 こどもの安全を守る取り組み

犯罪や事故などによってこどもの生命・尊厳・安全が脅かされることがなく、急病などの際には迅速・適切に医療が提供されることは、全てのこどもの健やかな育ちと、安心できる地域での暮らしを実現させるために必須の環境といえます。

幼児期の教育・保育に関わる施設、学校、地域等が協力してこどもの安全を守る取り組みを進めます。

現状と課題

- 保育園等における安全への取り組みとして、市内保育園等における安全計画を策定し、各種マニュアルの整備、職員研修の充実を推進しています。また、送迎用バスに対する安全装置の整備を徹底し、キッズゾーンの設定に取り組んでいます。
- 全小中学校にて交通安全教室や防犯教育を実施し、安全教育の充実に努めています。また、防犯ブザー及び自転車通学用ヘルメットの貸与、全小学校区の安全マップの作成及び関係機関への配布等により、通学時の安全確保に努めています。こどもの安全を守るためには、学校での取り組みと併せて、地域との連携も必要です。
- こどものインターネット利用が進む中、健やかな成長を阻害する情報が氾濫し、それによる犯罪被害につながらないように、こどもが安全にインターネットを利用できる環境整備が重要です。
- 救急医療体制の充実を図るため、救急医療運営事業への財政支援を実施しています。受診のタイミングや医療機関の場所など情報提供と相談体制の充実を図り、いざというときの不安を軽減することが重要です。

施策の方向

安全に配慮した保育の推進

保育における安全については、今後も、施設や保育士が保育をするうえで必要な安全対策を検討し、適宜に見直しを行いながら実施していきます。

学校を通じた安全安心

安全教育の充実と、通学時等の安全確保に引き続き努めるとともに、学校ホームページを活用した学校広報の充実や地域人材の活用により、こどもの安全を守るための地域との連携を進めます。

ネットリテラシー教育の充実

こどもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように環境整備に取り組んでいきます。

小児救急医療体制の充実

印旛市郡小児初期急病診療所については、支援を継続して実施するとともに、一層の周知を図っていきます。

■具体的な施策

46 安全に配慮した保育の推進

- 地震・火災等の避難訓練、防犯教室、交通安全教室を実施し、安全教育に努めます。
- 安全計画やマニュアルの周知・見直しを行い、定期的な安全点検及び職員研修の実施、重大事故の起こりやすい園外活動時や食事中、午睡中を含めた園児の安全確保に努めます。
- 安全計画等に基づく、職員への研修等の充実に努めます。

保育課

47 キッズゾーンの設定

- 保育園等が散歩等の園外活動等の安全を確保するため、保育園等の周辺で園児等に対する注意をすべきという意識の啓発、安全対策の一層の推進、それによる保育園等の周辺の道路における自動車の運転手等に対する注意喚起を行うことを目的とした「キッズ・ゾーン」の設定を推進します。

保育課

48 信頼される学校づくり

- 交通安全教室、防犯教育を実施し、安全教育の充実に努めます。
- 学校安全に関する計画やマニュアルの見直しと定期的な施設点検、防犯ブザー及び自転車通学用ヘルメットの貸与を行い、児童生徒・園児の安全確保に努めます。
- 全小中学校での通学路の危険箇所点検、学校・警察・関係各課合同点検、全小学校区の安全マップの作成及び関係機関への配布を行い、通学路の安全確保に努めます。
- 学校ホームページを活用した学校広報の充実、地域人材の活用などにより、学校情報公開と地域の連携に努めます。

指導課／市民活動推進課

49 こども110番の家の推進

- こどもが犯罪などの被害にあったり、あいそうになったとき、地域の家庭や事業所などに助けを求めて駆け込むことができるよう、犯罪から守り、被害を最小限に食い止めようとする運動を推進していきます。

生涯学習課

50 ネットリテラシー教育の充実

- 社会全体的にこどものインターネット利用の低年齢化が進む中、犯罪被害につながるようなインターネットトラブルに巻き込まれないためにも、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援等に取り組んでいきます。
- SNS等対応ネットリテラシー教育の充実を図るなど、情報化社会に対応した教育の推進に取り組んでいきます。

指導課

51 小児救急医療体制の充実

- 救急医療運営事業への財政支援、小児救急相談事業等の周知などを実施し、こどもの命を守る小児救急医療体制の充実を図ります。

健康増進課